

部活動に係る活動方針

1 目的

- (1) 生涯にわたってスポーツや文化・芸術に親しむ基盤を育てる。
- (2) 主体的な活動により自己実現を図る。
- (3) 目標を立てて取り組む中で努力・粘り強さ・工夫などの力を育む。

2 設置部活動

- 〈体育系〉 野球(男女)、男子バスケットボール、女子バレーボール、女子ソフトテニス
 〈文化系〉 吹奏楽

3 活動のきまり

(1) 活動

- ア 各活動場所には顧問が付き、指導及び安全管理(施設設備等・熱中症対策・気象変化対策含む)を行う。顧問が付けない場合は、他の教員が管理を行う。
- イ 部員の服装は、体育時の服装もしくは部活動のユニフォーム、練習着とする。
- ウ 大会や練習試合に参加する場合も、学校生活と同様もしくは、チームで統一された服装とする。
- エ 大会や練習試合、長期休み、土日の部活動についてはスポーツドリンクを認める。

(2) 入退部

- ア 一人一人の適性或能力の伸長、自主性・社会性・協調性等を身に付けさせるため、可能な範囲で、いずれかの部に所属することを推奨する。
- イ 所定の用紙で届け出ること。その際は、保護者・学級担任・顧問の承認を受けること。
- ウ 転部に関しては、まずは本人との話し合いから家庭へと連携し、その後の顧問との話し合いをもって転部とする。

(3) 活動計画

- ア 「年間活動計画」については、年度当初に教頭に提出し、校長の許可を受けること。
- イ 「月間活動計画」については、毎月教頭に提出し、校長の許可を受けること。
- ウ 校外で活動を行う場合は、部活動許可願を教頭に提出し、校長の許可を受けること。

(4) 活動時間

- ア 平日2時間程度、学校の休業日(土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間等)は、3時間程度を原則とする。
- イ 部活動の活動時間と完全下校の時間を下記のように設定する。ただし、日没時間、通学の安全、学校の教育計画などを考慮し、変更する場合がある。

月	終了時間	完全下校
4～10	16:50	17:00
11・12・1	16:20	16:30
2～3	16:50	17:00

- ウ 始業式、終業式、午前中授業の時の部活動は2時間程度とし、10分後に完全下校とする。

- エ 7月から9月の土日、祝祭日の活動は、熱中症対策の観点から、活動時間を午前8時から11時までとする(状況に応じて期間を変更する場合がある)。

オ 定期テスト前については、7日前から部活動を休止する。また、定期テスト最終日の部活動は行わない。

カ 下校時間に遅れないように、各部活動の指導を行い焦らずに下校できるようにする。

5 休養日

- (1) 水曜日を「生徒会・学級の日」・「職員の交流会・職員会議の日」とし、原則として部活動休養日とする。
- (2) 土曜日または日曜日のいずれか1日に部活動休養日を設ける。大会等により、土曜日・日曜日の両日とも活動した場合は、水曜日とそれ以外の平日1日を部活動休養日とする。

6 安全管理と事故防止

- (1) 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止に努める。
- (2) 計画的な活動により、各生徒の発達の段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意する。
- (3) 怪我・事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制の整備や心肺蘇生法（AED設置状況及び使用方法等）など、危機管理マニュアルに基づき対応する。
- (4) 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理を行う。
- (5) 熱中症対策として、「暑さの指数（WBGT）」をチェックする。（WBGT測定器の活用等）また、綾部市教育委員会及び本校発出の「学校における熱中症対策について」に基づき、対策を講ずる。

※環境省『熱中症予防情報サイト』（<http://www.wbgt.env.go.jp/>）

- (6) 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分補給や身体の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。
- (7) 気象変化対策として、落雷、突風、竜巻、雹（ヒョウ）などの急激な気象変化に対しては、躊躇なく活動を停止するなどの対応をとる。
- (8) 練習試合や大会への生徒引率は、綾部市中学校長会のきまり「部活動の引率に関わる確認事項（令和8年5月20日作成）」を遵守する。

7 体罰・ハラスメント行為の禁止

- (1) 指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん懲戒としての体罰も厳禁とする。
- (2) 指導者と生徒の人間関係の中での言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、性的な言動を含む嫌がらせ等、あるいは身体や容姿に係ること、人格を否定するような発言等は厳禁とする。親しさ等のつもりでの発言や身体的接触も厳禁とする。

8 その他

- (1) 生徒との連絡方法は、家庭への電話連絡で行う。SNS等の使用は禁止とするが、「すぐる」による決められた範囲内の連絡（帰着時間連絡など）は可とする。
- (2) 年度末の総括職員会議、入学・卒業式や体育・文化祭の前日・当日は、準備・片付け作業を優先し、原則として部活動を中止とする。
- (3) 部活動部長会、部活動総会を定期的に関き、部全体の規律やルールを振り返る機会を作り、自主的な運営ができるように援助をする。特に完全下校時間が守られるように、顧問も下校指導に携わるよう努める。
- (4) 物品の購入や練習試合等の計画を立てる際は、保護者の負担を考慮し、過度の経済的負担とならないように留意する。また、会計報告を確実に行うとともに、記録を残しておく。
- (5) 宿泊を伴う大会および発表会の参加については、校長の最終判断を必要とする。
- (6) 部活動指導員や外部指導者と連携を十分に取り、部活動の充実を図る。
- (7) 生徒数の減少により、他校との合同チームや拠点校部活動による活動を行う際は、校長の最終判断を必要とする。

- (8) 校内の部活動コーナーの使い方は、部長会で話し合い決める。
- (9) 部活動の地域展開が進んで行く中での今後の部活動の活動方針や活動内容等については、生徒及び保護者の考えを取り入れながら決定していく。

令和8年6月11日 改定